

島津家本『太平記』の本文についての報告

* 長 坂 成 行

要 旨

島津家本『太平記』は、江戸前期の『参考太平記』で異本校合の対象となった写本で、また巻一を中心とした特異な詞章が注目され『太平記抜書』の類も作成された。が以後、長く所在不明でその全貌は明らかでなかった。薩摩の『島津家文書』は東京大学史料編纂所に一括して収められており、その中に当該写本が存在することを、近時確認した。小稿は島津家本『太平記』の本文の特徴について巻ごとに調査したものである。その結果、巻一は他本のどれとも同定できない独自の本文を持つが、巻二以降は古態本の中の神宮徴古館本と同じ系統であることが明らかにされた。本稿は巻二までの報告である。後半の調査の結果も今回の結論と矛盾しない。

小稿は『参考太平記』所引で、その後長く所在不明であったが、近時、東京大学史料編纂所所蔵の『島津家文書』の中に蔵されていることが判明した島津家本『太平記』の本文の特徴について述べるものである。巻二十二を欠く四十巻本で寛文十二年（一六七二）書写と推測されるこの写本の書誌・伝来・『太平記抜書』の類との関係などに

関してはすべて別稿に譲り、本稿では紙幅の都合上、島津家本の前半（巻一―二十）の記事の有無・配列・詞章の特徴について、特に、古態を存するとされる甲類本、すなわち神田本（天正本系本文の切継ぎ補入をのぞいた、いわゆる原態神田本）・西源院本・神宮徴古館本（徴古館本と略称）・南部本の類（主に内閣文庫本を使用）^①との比較の結果を示す。乙類本の毛利家本・米沢本・今川家本や梵舞本・流布本、丙類の天正本の類などとの異同については適宜触れるにとどめる。なお島津家本の本文系統を判断するのに最低限必要な本文の確認以外に、巻ごとにいくつかの指標を示す。近い将来予定する『太平記』諸本記事異同表に、本文系統認定のための指標も取り込みたく、その礎稿の下準備としたい意図があるからである。従って以下、きわめて単調かつ冗長な記述に終始することを予めお断りしておく。

島津家本の本文の引用は濁点は元のままとし私に読点を付す。また説明の都合上、適宜傍線などを付す。以下の刊本からの引文は頁数を注記する。

神田本（国書刊行会、天正本からの切継補入箇所は汲古書院版解題にしたがって除く）・西源院本（刃江書院）・神宮徴古館本（和泉書院）・玄玖本

(勉誠社)・日置本(新典社)・梵舞本(古典文庫)・流布本(岩波古典大系)・参考本(国書刊行会)

巻一。この巻は諸本の本文異同の少ない巻だが、中で島津家本は他本にない記事が多く最も特徴的な巻である。既に「参考太平記」や『太平記抜書』(天理図書館蔵)の類にも引用・翻刻されている異文はそれらに譲り、本写本の出現によって初めて分かる箇所を主にあげる。まず巻頭目録を示す。

- 一 序段並代々世上濫觴事 [先代草創事付後醍醐天皇御事]
- 一 后妃皇子等事 [立后御事付三位殿局事] [儲王御事]
- 一 天下隠謀企並無禮講文談等事 [御産御祈事付俊基簞居事] [無礼講事付玄恵文談事]
- 一 土岐以下隠謀露顯事 [隠謀露顯事]
- 一 院崩御並土岐十郎田染等誅伐事 [土岐多染発向事]
- 一 東使虜隠謀近臣関東下向並天子告文並疵腹等事 [資朝俊基生捕事] [御告文事并疵腹等事]
- 一 章房事

〔一〕内は本文中にある目録で、巻頭目録と全く一致しないのは不思議である。巻頭目録の如き巻一の目録を有する写本は管見になく、とくに五項目目の「院崩御」は、あとで触れる後宇多院の死をさすかと思われるが、この記事を持つのは天正本(巻二)「石清水井びに南都

北嶺行幸の事」、新編全集五六頁)系統のみで不審である。巻頭目録が現存島津家本の内容と矛盾するわけではないが、「院崩御」のみはこの記事がなく、この目録が他本(巻一に後宇多崩御記事を持つ。未知)のものである可能性も残る。なお島津家本には総目録一冊が備わり、全体としては神宮徴古館本のそれに非常に近い。付(ついたり)の有無や用字の相違程度の異同はあるが、基本的な形として徴古館本に類する。その巻一の目録は〔一〕内の本文中の目録に近いが、完全には一致しない。

「先代草創事付後醍醐天皇御事」の、「太平記」序に相当する部分、「覆テ外ナキハ天ノ道也、(中略)載テ捨ル事ナキハ地ノ徳也」とあり、徴古館本(二頁)・内閣文庫本に同じ。西源院本(三頁)・神田本(二頁)・玄玖本(一・四三頁)は「天ノ徳」「地ノ道」となる。北条氏代々の執権をあげる部分、「其ヨリ後、武蔵守泰時、修理亮時氏、武蔵守経時、相模守時頼、武蔵守長時、右馬権頭時宗、相模守貞時相統(七代ハ」とある。徴古館本(三頁)は時氏(傍線部)を欠き、西源院本(四頁)・神田本(二頁)・内閣文庫本は長時(二重傍線部)を欠く。「儲王御事」は他本より多くの皇子をあげる。

- 第一宮 中務卿親王(尊良) 御子左大納言為世女為子腹 吉田定房養君
- 第二宮 師親王(世良) 冷泉実俊女遊義門院の一条局腹 北畠親房養君
- 第三宮 (護良) 民部卿三位腹 出家

第四宮 (静尊法親王) 師親王と同腹 出家
 第五宮 (宗良) 中務御親王と同腹 出家
 (第六宮) 恒良親王 准后廉子腹 北国へ
 (第七宮) 成良親王 同右 鎌倉へ
 (第八宮) 義良親王 同右 南朝天子

徴古館本(七月)など古態の諸本は第四宮までを載せるのみである。第五宮以下の記事は既に「太平記補闕」に基づいて加美 宏氏が翻刻されているが、改めて島津家本の本文を示しておく。

第五宮ハ中務親王ノ御一腹タリ、総角ノ御時ヨリ妙法院ノ門跡ニ御入室、良隆僧正ニ灌頂アリ、是モ兼学ノ法器ニテ、朝ニハ三部曼陀ノ花ヲ折り、夕ニハ一念円融ノ月ヲ望キ給フ、顕密行学ノ隙ニハ歌道数奇ノ翫アリシカバ、高祖大師ノ旧業ニモ恥ズ、慈鎮和尚ノ風雅ニモ将超タリ、其末々ノ皇子ニ儲君ニ立セ給モ御ケリ、恒良親王ト申セシハ、准后廉子ノ御腹也シカハ、母后ノ寵渥ニヨリテ太子ニ立給フ、元弘四年正月廿三日立坊アリシカ、建武三年十月ニ義貞朝臣カ君主ト載奉テ、北国ニ赴セ給ケリ、其次ニ成良親王ト申シモ、彼御同胞タリシヲ、足利高氏御申沙汰ト云テ、建武三年十一月十四日ニ坊ニ立給シガ、先皇吉野御出奔ノ其刻、力無ク武家ト云テ廢シ奉リヌ、其次義良親王ト申セシモ猶彼准后御腹也、建武三年三月十日禁裏ニテ儼儀ノ冠礼有キ、此親王ソ吉野ノ行宮マテ伴ヒ申サレ、已ニ継体トシテ南朝ノ天子ト仰奉リシハ、此親王ノ御事也、

恒良・成良の立太子、義良元服の日付(傍線部)は史実に合致し、何らかの史料に基づいての増補と思われる。「土岐多染発向事」の六波羅軍発向の日を「明レバ九月尽日卯ノ刻」とする。他本「十九日」で、「参考本」に「保暦間記二十三日、神明鏡十八日」とするが、末日とする史料は未詳。

「資朝俊基生捕事」の、鎌倉へ連行された兩人が、長崎の宿所に預けられ工藤次郎左衛門尉高景の尋問を受ける場面(注3の翻刻五八頁)は多くの諸本には無く、米沢本・学習院本に見られる。鎌倉での尋問後の記事は、次のように京都の七夕の場面(徴古館本一九頁相当)となる。

叡問ノ沙汰ニモ及ハズ、只尋常ノ囚人ノ如ニテ侍所ニソ預置レケル、光陰梭ヲ抛ルカ如ナレハ、九夏ノ炎熱一葉ノ涼颯ニ吹替テ、七月七日ニモ成ニケリ、今夜ハ牽牛、

傍線部の接続の文詞は管見では米沢本・学習院本にのみ見える。この後、天皇と近臣が告文下賜の相談をする場面、島津家本には二箇所ほど異文がある。

只魂ヲ消シ胸ヲ屠時分ナレハ、人皆眉ヲ蹙メ面ヲ垂テソ候ケル、君ハ旧院ノ御歎ニ世上ノ事ヲ打副テ、一方ナラズ思食沈マセ給ケリ、サレハ御寝モツヤツヤナラズ、夜イタク更テ誰カ候ト、(徴古館本一九頁相当)

傍線部は諸本になく島津家本の独自異文かと思われる。「旧院ノ御歎」とは、元亨四年(一一三二)六月二十五日に後醍醐天皇の父後宇

多院が崩御したことを指すはずである。これより前の箇所では崩御のことが書かれているのならば、いきなりここに出てくるのは唐突な感は否めない。前述の目録に「一院崩御」とあることから推測すると、巻一の前半に一院崩御の記事を持った伝本があり、この場面はそれを踏まえての記述と考えたい。なお米沢本・学習院本は傍線部以下を「長案ノ鐘ハヤ明方ヲ告折節、主上誰力有ト」とする。いよいよ告文作成を主上に進言する場面、

多ク候ヘハ御油断有マジキニテ候、抑我朝澆季ノ風、聖朝已ニ武臣ノ掌握ニ帰スル上ハ今更悔御スニ所ナシ、正応祖皇ノ近キ御例ヲ尋ラレ、先一紙ノ御告文ヲ、(徴古館本二〇頁相当)

傍線部は諸本に欠く。「正応祖皇ノ近キ御例」とは後出する正応三年(一一九〇)三月の浅原為頼宮中乱入事件の折の措置を指し、鳥津家本が巻一の最後にこの事件の経緯を詳述しているのに対応している。米沢本・学習院本は傍線部を「義時・泰時等力承久ノ悪行ヲトツテ、家ノ軌模ニ備候ナル、誠ニ左様ニモ若シ候ハ、如何カ御計候ヘキ」とまた別の本文を持つ。義時はともかく、泰時は『太平記』の中では讚美されており、異質な増補と言うべきであろう。さて下された告文を、二階堂道隆の諫止をも聞かず北条高時が斉藤利行に読ませる場面、次のようにある。

二階堂出羽入道々蘊固諫メテ申ケルハ、△天子正シク武臣ニ対テ直ニ告文ヲ下サレタル事、異朝ノ事ハ例スルニ違アラズ、吾朝ハ神武ノ聖跡ヨリ其例頗無シト覚候*、然ヲ等閑ニ披見シ奉ン事、

冥見神慮ニ就テ其恐有ルニ似タリ、只此御函ヲ開カレズシテ勅使ニ返進セラルベキカト再往申ケレハ、相州禪門諫言ヲ黙シ奉ルニ似リ、何様天書ヲ拝見シテ是非有ベシトテ、斉藤太郎左衛門尉利幸カ下向シタリケルニ読申サセラレケルニ、叡心、(徴古館本二〇頁相当)

三箇所の傍線部が鳥津家本に特徴的な本文で、特に斉藤が鎌倉に下向していたのにとあるのは、土岐頼員が六波羅奉行斉藤利行の女を妻にしており、その妻に倒幕計画を漏らしたとする記述(徴古館本一三頁)との照応を計るものであろう。米沢本・学習院本は△から*までの二階堂の諫言が、「世下澆漓途墮塗灰申セトモ、天子万乗ノ主トシテ忽ニ武臣ニ属シテ告文ヲ下サル、事、異国ニモ其例ヲ聞ス、吾朝ハ神武天皇ヨリ当御代ニ至マテ九十余代正シク天照大神ノ直胤ヲ継テ、天下御宇日久ク年来ル、其間ニ下トシテ上ヲ犯シ、賊国ヲ乱ル事多シト云ヘトモ、未タ是程ノ御事ヲハ奉ハリ及ハス」とかなり増補されており、斉藤利行についても「六波羅奉行斉藤太郎左衛門尉利幸カ下向シテ候ケルヲ呼奇テ」とあり、六波羅奉行の斉藤と同一人物であることを明記する形になっている。このあたり、鳥津家本は米沢本・学習院本と何らかの関わりのある本文を持つ。「資朝俊基生捕事」の末尾に、関東への弁明の功により万里小路宣房の大納言昇進のことがあるが、注3の翻刻に引文(五八頁)があるので略する。

鳥津家本巻一の最も大きな特徴は、諸本が日野資朝の佐渡配流で終るのに対し、その後「御告文事并疵腹等事」が十一丁ほどある点であ

る。⁽⁵⁾ 主な内容は、①朝廷が武家に対して告文を提出した先例としての、正応三年の浅原為頼官中乱入事件、②嘉暦二年の中宮懐妊の祈祷、③元徳二年の後醍醐天皇近臣の中原章房暗殺事件の三つである。諸本におけるこれら記事の有無(△は簡略な記事)については、矢代和夫氏の論考⁽⁶⁾に一覧されており、それに一本を加えて再掲する。本文の引用は「参考本」、注3の翻刻、矢代論文などにあるので略す。

	島津家本	吉川家本	今川家本	森精本	米沢本	学習院本	金勝院本
御告文先例	○	○	○	×	×	×	○
中宮御産祈祷	○	○	○	×	×	×	○
中原章房暗殺	○	○	○	○	△	△	○

巻二。「南都北嶺行幸事付講堂供養事」は、

元徳二年二月四日、別当万里小路中納言藤房卿ラメシテ、来月八日東大興福両寺ノ行幸アルヘシト仰出サレケレハ、即古ラタツネ例ヲカンカヘテ、供奉ノ行粧路次ノ行列ヲ定ラル△三公九卿相隨ヒ、

で始まり、西源院本(二三頁)・徴古館本(二三頁)に同じ。南都本系の内閣文庫本・築田本は△に「佐々木備中守廷尉ニ成テ橋ヲ渡シ、四十八箇所ノ葦甲冑ヲ帯シ辻々ヲ堅ム」が入り、梵碑本の異文・流布本にうけつがれる。「三人僧徒関東下向事付町觀上人事」には天竺波羅奈国の沙門処刑のことあり、徴古館本(二九頁)に同じ、西源院本(二八

頁)は欠く。阿新の佐渡下向譚は、冒頭で佐渡に行こうという阿新を諫める母の説得が、西源院本(二三頁)は詳しいが、島津家本は、「佐渡トヤランハ人モ通ハヌ怖シキ嶋トコソ聞レ、日数ヲフル道ナレハ如何トシテカ下ヘキ、其上汝ニサヘ離テハ一日片時モ命存ヘン」と簡略で徴古館本に同じ(三六頁)。以下、資朝処刑、阿新本間三郎を討つ、阿新山伏の助力で逃走、の各場面も西源院本とは異なり、徴古館本に同じ。

巻三。「主上御夢事付捕事」の正成の出自の部分、「是ハ敏達天皇四代ノ孫井手ノ左大臣橋ノ諸兄公ノ后胤タリトイヘトモ民間ニクタツテ年久」とあり徴古館本(五八頁)に同じ、西源院本(五六頁)はこの記述を欠く。「桜山自害事」の末尾は「今生ノ逆罪ヲヒルカヘシテ、当来ノ値遇トヤナラント、是モ頼ハ浅カラス、太平記巻第三」と尾題を記した後で、改訂して徴古館本にあるような金剛山の由来譚を載せる。あるいはこれは島津家本本来の記事ではなく、異本の記事を書き抜いたものかとも思われる。

巻四。巻頭から後醍醐天皇隠岐配流の直前までの公卿の処分・親王らの流罪を描いた部分、西源院本は他本とは異なる記事配列である。島津家本は以下の順序である。

東使上洛、処分決定―足助重範処刑―万里小路宣房悲嘆―**北畠具行処刑**(頌あり、「消カ、ル」の和歌(西源院本八二頁)なし)

—殿法印良忠拘束—平宰相成輔処刑—公明・実世卿拘束—花山院師賢配流—万里小路季房・藤房配流、哀話—公敏・聖尋流罪—峯僧正春雅配流—四宮但馬配流—九宮詠歌—尊良・尊澄贈答—兩宮別々に配流。

これは徴古館本（八二—九〇頁）・内閣文庫本・流布本などに同じ順序である。梵舜本は□内の二つの記事を欠く。詞章面でも、花山院師賢配流の一節に「杜少陵カ天宝ノ末ノ乱ニアフテ路経飢餓傾雙蓬鬢天入槍浪一釣船ト天涯ノ恨ヲ吟シ」とあるのは徴古館本（八六頁）に一致し、西源院本は傍線部を「三年笛裏関山ノ月万国兵前草木ノ風」（七九頁）とする。同じく師賢病死の条、「幾程ナクシテ元弘ノ乱出来セシ初病ニ被侵テ円寂シ玉」とあり、これも徴古館本（八六頁）に同じである。西源院本・日置本（一一—二四九頁）は傍線部を欠く。讃岐へ配流の二宮妙法院が千日の護摩をたく記事（西源院本七八頁）はなく、徴古館本（九〇頁）に一致する。後醍醐天皇隠岐配流の道行のうち、須磨浦ヲ令過玉ハハ、昔源氏大将ノ朧月夜ニ名ヲタテ、今此浦ニ被流テ、三年ノ秋ヲオクリシニ、浪只爰許ニ立来ル心地シテ涙落トハ覚ネト枕ハ浮計ニ成ニケリト、旅寝ノ秋ヲ悲シムモ理ナリト
思食テ△明石浦ノ朝霧ニ、
とあり徴古館本（九三頁）・西源院本（八六頁）に同じ。南都本・筑波大本・三春本などは△に「憂カリケル身ヲ秋風ニサソワレテ思ハヌ山ノ紅葉ヲソ見ル」が入る。「増鏡」「むら時雨」からの増補かと思われるこの歌、南都本系の中でも内閣文庫本・築田本にはなく、同系統の

伝本を分類する一つの指標になる。「吳越事」の中で、西施に溺れる呉王を伍子胥が諫言するあたり、例えば「玉ヲシキ金ヲチリハメタル瑤階ヲ登トテ其裳ヲ高く褰タル事宛モ水ヲワタル時ノ如シ」などの表現あり徴古館本（一〇七頁）に同様、西源院本（九七頁）はかなり簡略である。

巻五。天正本系を除いては異同の少ない巻である。些細な事象だが、「大塔宮熊野落事付熊野別当奉勅事」熊野別当定遍が大塔宮捕縛のために十津川の郷民の欲心を誘う場面、恩賞に「伊勢栗真庄」を与えると高札に書く。この表記は徴古館本（二二六頁）・西源院本（一一四頁）に一致し、内閣文庫本などは「車間庄」とする。

巻六。冒頭「三位殿御夢想事」は、

夫年光不停コト奔箭下流ノ水ノコトク哀楽互易コト紅葉黄落ノ樹ニ似タリ（中略）憂ハ喜ヒ相共ニ感スレハ袂ノ露ヲモヨホス事、今ニ不始トイヘトモ去年九月ニ笠置

で始まり、徴古館本（一一三四頁）・内閣文庫本に同じ。西源院本（一二三頁）は傍線部から始まる。「楠出張天王寺事」に常葉駿河守範貞の六波羅探題辞任の記事あり、徴古館本（一一三六頁）に一致、西源院本（一二五頁）にはない。楠正成天王寺にて拳兵の報に驚く京都のさま、

依之和泉河内ノ早馬瀬浪ヲウチテ、楠巳ニ京都ハ責上ル由ヲ告申ケレハ、京中ノ騒動斜ナラス、武士東西ニ馳散テ貴賤上下惻隠ク

コト極ナシ

とあり徴古館本(二三七頁)・西源院本(二二六頁)に同じである。梵
 舜本(二・四九頁)・慶長八年古活字本などは傍線部に異文がある。
 「関東勢上洛事付三城手配事」のはじめ、赤松円心紹介の部分は、「播
 摩国二具平親王六代ノ苗裔徒三位季房カ末孫ニ赤松次郎入道円心ト云
 武者アリ、元来其心闊如トシテ人ノ下風ニタ、ン事ヲ不思シカハ」と
 あり、徴古館本(二四五頁)・西源院本(二三三頁)・内閣文庫本に同
 じである。梵舜本(二・六三頁)は二重傍線部が「ノ住人村上天皇第
 七御子」、傍線部が「トテ弓矢取テ先双ノ勇士有」になる。この形は
 天正本・慶長八年古活字本などに同じである。「赤坂城合戦事付人見本
 間拔駆事」の末尾は、「是ヲ聞テコソ吉野金剛山ニ籠ケル敵共弥獅子ノ
 齧嚙ヲシテ降人ニ出ントスル者ハ無カリケル」で終わり、徴古館本
 (二五六頁)・西源院本(二四三頁)に同じである。梵舜本(二・八一
 頁)・慶長八年古活字本には、このあと数行ほどの評言がある。なお
 玄玖本は梵舜本とは異なるやや短い評言を載せる。

巻七。「吉野城軍事」で自書をはやる村上義隆を、父義光が諫める
 場面、

義隆ハ父カ自害シツル時共ニ腹ヲキラント二ノ木戸ノ槽ノ下マテ
 馳来タリケルヲ、父大ニ諫テ宮ノ御前途ヲ見終マイラセヨト庭訓
 ヲ残ケレハ、

とあり徴古館本(二六二頁)・内閣文庫本に同じである。西源院本(一

五一頁)は父が防戦の方法を教えるなど詳細で、君臣の関係を強調す
 る叙述をする。佐々木富士名判官が出雲に赴き塩冶判官に拘禁される
 話はなく甲類諸本と共通する(西源院本一六三頁・徴古館本一七五頁)。
 「船上合戦事」の船上山の御所へ参集する武士の列挙は、

一番ニ出雲守塩冶判官高貞千余騎ニテ馳参ル、二番ニ富士名判官
 五百余騎ニテ隱岐国ヨリ参着ス、其後浅山二郎八百余騎金持一党
 三百余騎大山ノ衆徒七百余騎、
 とあり、徴古館本(二八一頁)・西源院本(二六九頁)・内閣文庫本に
 同じである。

巻八。「摩耶城合戦事付酒辺瀬川合戦事」のはじめ、佐々木時信や園
 城寺の衆徒の摩耶山攻めを不用意と批判し、守る赤松側の姿勢をよし
 とする異文(参考本二一五頁下)があり、徴古館本(二八四頁)・内閣
 文庫本に同じ。西源院本(二七三頁)は流布本に同じ。また機転で危
 地を脱する赤松円心を描いた詞章(参考本二二六頁下)も徴古館本に同
 じ。「千種殿京責事付西山炎上事」の末尾は「果テ幾程モ不在ニ△六波
 羅番場ニテ亡ニケリ」で終わり、徴古館本(二二三頁)に同じ。西源
 院本は△以下が「両六波羅都ヲ責落サレテ、近江国番馬ニテ亡ニケリ」
 (二〇一頁)とやや異なる。内閣文庫本等は傍線部から後、「亡ヒ一類
 悉ク鎌倉ニテ失ケルコソ不思議ナレ、積悪ノ家ニハ必余殃有トハ加様
 ノ事ヲコソ申ヘキト思ハヌ人モナカリケリ」という評文がつく。

巻九。「足利殿上洛事」の高氏への上洛督促の箇所、

高氏ハ所勞ノ事アリテ起居モ未快ケルヲ、又上洛ノ其数ニノセテ
催促度々ニ及ヘリ、足利殿此事ニヨリテ心中ニ憤思ハレケルハ、

我去年ハ父讃岐守貞氏頓滅ノ事アリテイマタ三月ヲ過サレハ悲歎

ノ涙乾サルニ忽ニ責上ラレ、又今年ハ病霧ノ氣身ヲオカシテ

とあり、徴古館本(二一五頁)・内閣文庫本に同じである。西源院本

(二〇五頁)は傍線部を「父ノ喪ニ居テ」とする。「尊氏御立篠村事附内

野合戦事」の高氏願文の後、

聞人信ヲコラセリ、高氏朝臣ミツカラ筆ヲトリ判ヲシテ上刺流鏑

一筋副テ宝殿ニ納ラル、相從フ軍勢モ各上矢一ツ、奉ケル間、其

矢社壇ニツモリテ塚ノコトシ

とあり、徴古館本(二二七頁)・内閣文庫本に同じ。西源院本は同

じだが傍線部を欠く(二二六頁)。梵釋本は傍線部に直義以下、足利の

諸將の名を載せる(二二二七頁)。

巻十。「小手刺原并久米川合戦事付分倍河原合戦事」の小手刺原合戦
の場面、

同十一日辰刻ニ武藏国小手指原ニ打蒞テ源氏陣ヲ見巨ハ、其勢雲

霞ノ如クニテ何十万騎トモ云ヘキ程ヲシラス、平家兵見之案ニ相

違ヤシタリケン、馬ヲヒカヘテ進得ス、源氏忽ニ入間河ヲ打渡テ

関ヲアケ兵ヲススメテ先矢流鏑ヲ射サスレハ、平家モ関ヲアハセ

旗ヲス、メテ流鏑音中ニ左右長運ヲソ調ケル、初程ハ源氏百騎出

テ懸サスレハ平家二百騎ニテ射サス、又平家千騎出テ懸サスレハ
源氏二千騎ニテ闘シム、源平互ニ兵ヲマシテ相闘コト一日ノウチ
二卅箇度也、

とあつて西源院本(二四二頁)・松井本(二五三頁)に一致する。神田

本(二一五頁)・内閣文庫本は傍線部をそれぞれ「給フこ、にてはる

かニ」「より射手ヲ百キ」「射」「も射手ヲ二百キ」とする小異がある。

「三浦大多和源氏合体事」の末尾に、六波羅滅亡を伝える早馬到来の

記事があり、松井本(二五七頁)・内閣文庫本に同じ。西源院本(二四

五頁)・神田本(二一九頁)は早馬の記事を欠く。「大仏貞直討死事」

で貞直が新田方に攻撃をかける条、「一番二山名里見三千余騎ニテ扣

タル中へ」「一番二額田桃井」「三番二大江田」「四番二搦手大将脇屋

二郎義助」と相手を分けて記述しており、神田本(二二六頁)・西源

院本(二五三頁)・松井本(二六七頁)・内閣文庫本に同じ。流布本は

相手を分けずにやや簡略である。「相模入道一族自害事」の長崎次郎

奮戦の場面、

長崎次郎支度相違シヌト思ハレケレハ、百五十騎ノ兵一所ヘヒシ

ヒシト打寄テ同音ニ闘ヲト、作り、三千余騎力真中へ懸入テ、此

ニマキレ彼ニアラハレ火ヲ散テソ闘ケル、聚散離合須臾ニ変化シ

テ、前ニ有カトスレハ忽ニ後ニアリ、奇カトスレハ屹トシテ敵也、

十方ニ分身シテ万卒ニ相当レハ、源平兵イマタ基資カ在所ヲ見定

ス、只同土討ヲスル事数刻也、長浜六郎左衛門見之、

とあり、神田本(二三四頁)・松井本(二七八頁)・内閣文庫本に同じ。

西源院本（二六一頁）は傍線部を欠くなど簡略である。この合戦の場面、他にも同類の傾向があり西源院本は簡略な表現を持つ。長崎入道円喜の自害の場面、

是マテモ相模入道殿御事如何ハセント思タル気色ニ見ヘケルヲ、長崎左衛門カ次男今年十五歳ニ成ケル小冠者、祖父円喜カ前ニカシコマリ、父祖名ヲ頭ヲモテ子孫ノ孝行トスル事ニテ候ナレハ、とあり、西源院本（二六三頁）・松井本（二八一頁）・神田本（二二六頁）に同じ。内閣文庫本は傍線部を、

鎌倉殿ノ御供申ント暫念仏シテ居タリケルカ、老年也トテモ御先カケヲ申ントテ腹十文字ニカキ切テ、腹ワタラクリ出シテ居タリケレトモ、心少シモタユマスシテ有ケルヲ、

といささか生々しい描写をする（参考本三一六頁下）。内閣文庫本の本文は流布本に同じである。

巻十一。「金剛山寄手被誅事付佐介右京亮事」を巻末に配するのは甲類諸本や天正本・流布本の特徴に一致する。巻末の一文「此裏ムカツテ首ヲメクラス人、天道盈ルヲカク事ヲ不知シテ、皆人欲ノ厭フ事ナキニ溺、豈ニ迷サルニ非ヤ」で結び、徴古館本（三〇七頁）に合致する。西源院本（二八七頁）・玄玖本・内閣文庫本とは微細な異同がある。

巻十二。「大内裏造営事付北野天神事」の一節、「彼大大裏ト申ハ奏始皇帝感陽宮一殿ヲウツシテ被造タレハ南北三十六町東西二十余町」

とある部分、徴古館本（三二五頁）・内閣文庫本と同じだが、西源院本（二九六頁）は傍線部に「桓武天皇ノ御代延暦十二年正月事始有テ嵯峨天皇之御代大同四年十一月遷幸アリシ事ナレハ」と、注記が本文化したらしい詞章が入る。「怪鳥夜來事付神泉園事」で広有が怪鳥を射落とせうとするのを見守る場面、

ヲ始トシテ堂上堂下ニ（△二）袖ヲ懸タル文武百司官見之（△二）、如何有ンスラント堅睡ヲノンテ手ヲニキル（△三）広有已ニ、

とあり、徴古館本（三三四頁）に同じ、神田本・西源院本（三二二頁）は微細な異同はあるもののほぼ同文。内閣文庫本は（△二）に「充満シテ直衣束帯ノ」が、（△二）に「左右ナク射テ落シ事」が、（△三）に「誠ニ一期浮沈ノ名望何事カ是ニ如ント見物ノ貴賤心ヲ動サスト云事ナシ」が入る。神泉苑の記事に北条泰時修復の後日譚はなく、甲類本の特徴に同じである。

巻十三。「龍馬進奏事付藤房卿遁世事」の藤房遁世には天正本に大きな異同があるが、他の諸本の異同はさして大きくはない。八幡行幸供奉の場面、

三月十一日ハ八幡ノ行幸ニテ諸卿皆路次ノ行装ヲ事トシ玉フ、藤房卿モ時ノ大理ニテ御座スル上、今ハコレヲ限ノ供奉ト被思ケレハ、是ヨリ付鈴大童子四人雑色下部廿人、例ヨリモ爽ニ出立セテ、警蹕ノ声高二当ヲハラツテ供奉セラレタリ、伏拝ミニ馬ヲト、メテ男山ヲノホリ玉フニモ、

とあり、徴古館本（三三五頁）・内閣文庫本に同じ、神田本（二四二頁）もほぼ同じ。西源院本（三三〇頁）は傍線部の行列の衣装の叙述が、活字本で九行ほどあり詳細である。「前代蜂起事」は金勝院本を主に毛利家本・天正本などに、東国の合戦を詳細に叙述する増補が目立つが、鳥津家本は古態本と同じ本文である。「尊氏卿関東下向事付時行滅亡事」の中、東下する尊氏に今度の勲功いかんよつて征夷將軍の称号を与えるとの勅許あり、との記事、西源院本（三四八頁）・徴古館本（三七二頁）・内閣文庫本に同じである。

卷十四。諸本間に異同の多い巻である。「新田足利確執事付公卿發議事」の、義貞の怒りの説明、

只今マテ義貞ニ属シタリケル東八箇国ノ兵共、次第ニ心易シテ大半ハ義詮ノ手ニソ属シケル、義貞コレヲ憤テ已ニ鎌倉ニテ合戦ヲ致ントセラレケルカ、上聞ヲハ、カリテ黙止セラレケリ、是ヨリ新田足利一家ノ好ヲワスレ、

とあり、徴古館本（三七八頁）・神田本（二五九頁）・西源院本（三三五頁）・内閣文庫本に同じ、流布本は傍線部に、若宮社殿での源氏の旗をめぐる新田・足利の確執の記事が入る。公卿發議の後に大塔宮殺害の報が届く場面、「南御方鎌倉ヨリ帰上テ事ノ様有マ、ニ奏申玉ケレハ△叡慮更ニ穩ナラス」とあり、神田本（二六二頁）・西源院本（三五七頁）・徴古館本（三八二頁）に同じ、内閣文庫本は△に「サテハ尊氏直義力返逆類ナカリケリトテ」が入る。「手越合戦事」の終わりの

あたりでは、

佐々木佐渡判官入道八舍弟五郎左衛門尉カ手越ニテ被討ツル時、手者共皆討死シテ僅ノ勢ニ成ケレハ、世間今ハ左手トヤ思ケン、降参シテ義貞ノ先陣ヲ打ケルカ、後ノ箱根合戦ノ時、又将軍ヘソ参ケル、

と佐々木道普の寝返りのことを記し、神田本（二六九頁）・徴古館本（三九〇頁）・内閣文庫本に同じ。西源院本はほぼ同じ主旨だが、傍線部を「暫時間、事ヲ謀テ義貞ノ先陣ヲ打ケルカ、敗軍ノ士卒馳集テ、亦五百余騎ニ成ケレハ」（三六五頁）と、少しく道普の立場を顧慮した表現をする。「箱根合戦事付竹下合戦事」に、義貞軍を追落とした村上信濃守信貞に、足利直義がその場で恩賞として信濃国塩田庄を与える記事があり、徴古館本（三九五頁）・内閣文庫本に同じ。神田本（二七三頁）にはこの記事はない。西源院本は鳥津家本と同じくこの記事を持つが、鳥津家本に「義貞乗勝ニテ鎌倉勢ニ向ケル時」とある箇所の傍線部を「責上ル、鎌倉勢ノシトロニ成ケル時」（三六九頁）とする小異がある。「諸国朝敵蜂起事」の末尾、義貞を京都へ召しかえすべく派遣された引地九郎が乗る龍馬が急死した後に、西源院本（三七九頁）は、龍馬は大乱を急報するためのものという藤房諫言（卷十三「龍馬進奏事」）の話を引くが、鳥津家本はこれを欠く。徴古館本（四〇五頁）・神田本（二八一頁）・内閣文庫本にもない。「將軍御進発事付京都手配事」の「角ハカリタラサセ玉フ」の落首のすぐ後の京都防御のこと、「供御瀬籠瀬二箇所ニ大木ヲ数千本流懸テ大綱ヲハリ乱材ヲウ

チテ引懸々々コレヲ繋タレハ、何ナル河伯水神ナリトモ」とあり、神田本（一八二頁）・西源院本（三八〇頁）・徴古館本（四〇六頁）・内閣文庫本に同じ。南都本・筑波大本は傍線部を欠き、南都本系統の中でも二つに分かれる。「聖主都落事付勅使河原自害事」の冒頭、

其程二山崎大渡戦破ヌト聞ヘケレハ、京中ノ貴賤上下俄ニ出来タル事ノ様ニ憫倒迷テ車馬東西ニ馳轟財宝ヲ上下ヘ持運ヌ

とあり、神田本（一八八頁）・西源院本（三八四頁）・徴古館本（四一四頁）に同じ。内閣文庫本は傍線部を欠く。

巻十五。「賀茂神主改補事」で終る流布本などの形とは異なり、古態の諸本に同じく「多々良浜合戦事付高駿河守異見事」までを巻十五とする。「三井寺合戦事付当寺撞鐘事」の末尾は西源院本（四〇二頁）のような將軍復活に絡めた鐘についての後日譚はなく、徴古館本（四三四頁）・神田本（二〇三頁）・内閣文庫本に同じ。流布本などでは巻十六の巻頭になる「棟堅奉入將軍事」の冒頭は、

サテモ將軍ハ京都数度ノ合戦ニ打マケ、二月八日兵庫ヲヲチ玉ヒシマテハ相從兵ステニ七千余人有シカトモ、佐竹刑部大輔義教ヲハ東国ノ事心元ナク覺レハ、恐キ馳下テ義兵ヲアケテ、

で始まり、松井本（四五三頁）・玄玖本に同じである。南都本は傍線部に「ヲ兵庫ノ奥ノ御堂ニテ」、波線部に「召レテ」が入り、内閣文庫本・相承院本に同じ。ただし築田本は島津家本と同じ本文を持つ。南都本系統の中でも本文が二類に分かれることを示す指標である。神

田本（二一九頁）・西源院本（四二二頁）は傍線部から後、「備前ノ児島ニ着給し時、京都より打手下らハ三ツ石辺ニテ支へよとて尾張左衛門佐」とあり、島津家本とは別系統である。「小式菊池合戦ノ事付宗応藏主事」の、小式一門自害の条、

妙恵聞之、一言ノ返事ニモ及ハス、生テ苟クモ義タランヨリハ、死テ名ヲノコサンニハ不如トイヒテ、持仏堂ヘ走入、腹搔キ切テ伏ニケリ、コレヲ見テ郎徒百六十三人堂ノ庭ニ並居テ同音ニ念仏申シ、曳声ヲイタシテ、一度ニ腹ヲ切テケリ、其声天ニヒ、キテ、非想非々想天マテモ聞ヘヤスラント夥シ、

とあり、松井本（四五六頁）・神田本（二二〇頁）・西源院本（四三三頁）に同じ。内閣文庫本は傍線部を欠き、文意が不明瞭になる。「多々良浜合戦事付高駿河守異見事」のうち、西源院本（四二四頁）には大高伊予守が敵を恐れて帰参したのを足利直義が皮肉る場面があるが、これを欠く。神田本（二二二頁）・徴古館本（四五八頁）・内閣文庫本に同じ。馬・物具なしで出陣した白岩・八木岡らの活躍の場面、

是コソ我物ヨト思ケレハ、白岩此敵ニ走向テ飛懸ル、白岩カ太刀ノ影ニ馬驚テ弓手ハ切ケル処ヲ、得タリ賢シト走寄テ鎧ノ鼻ヲソ返シタリケル、白岩余ニ手本近ク引添タレハ、敵ノ太刀ニテハ中々働キ得スシテ、腰刀ヲ抜ントシケルカ、結タル腹帯ヤ延タリケン、鞍ト共ニ倒ニ成テ馬ヨリ下ヘ落ニケリ、白岩コレヲ起モ立ス、押テ頸ヲソ搔タリケル、其馬放レテ浪打際ニ立タリケルヲ、曾我左衛門走寄テ我物只ニ取テ乗ル、鎧ハイマタ死骸ニト、マリ

テ、白沙ノウヘニ有ケルヲ、八木岡五郎左衛門頼テ其具足ノ襜鼻
 禪ノ緒ヲ引切テ、顛ニ削テソ着タリケル、白岩一人カ高名ニ能キ
 武者一人仕立ラレテ、三人共頼テ敵中へ打入ル、

とあり、神田本(二二二頁)・西源院本(四二五頁)に同じ。徴古館本
 (四五八頁)とも同類だが、微細な異同があり、むしろ玄玖本の方に同
 一である。内閣文庫本は傍線部を「二燈ヲ返サレテ敵馬ヨリ落シカハ」、
 波線部を「引剥テ臙テ其ヲソ」とし簡略である。この後、仁木義長奮
 戦の場面は徴古館本(四五九頁)に同類だが、

義長討スナト下知セラレケレハ、山名伊豆守、完戸安芸ノ前司、
 岡部三郎左衛門、寄討スナ列ヤトテ叫テ大勢ノ中へ懸入り乱合テ
 ソ闘ケル、仁木越後守△ハ近ツク敵五騎切テ落シ、二騎ニ手負セ
 テ尚敵ノ中ニ有ナカラ、太刀ノスコシ仰タリケルヲ、馬手ノ足ヲ
 アケテ踏直シテハ切合ヒ、推直テハ打合ヒ、命ヲ際ト闘タリ、

とある部分の傍線部は徴古館本になく、また「越後守」は徴古館本で
 は「越前守」で、玄玖本の方により近い。神田本(二二三頁)はほぼ
 島津家本に同じ。西源院本は△までを「仁木右京太夫、山名伊豆守、
 完戸安芸四郎、岡辺三郎左衛門宗繩、饗場六郎、御方打スナ、継ケヤ
 トテ、喚テ大勢ノ中へ懸入り、乱合テソ闘ケル、仁木右京太夫」(四
 二五頁)とし、下知の主体が変わる。

卷十六。「児島三郎熊山上旗事付船坂没落事」に熊山合戦の記事あり、
 神田本以外の諸本に同じ。「新田義貞兵庫取陣事付楠遺言事」に和田範

長討死のことなく、甲類諸本に同じ。正成兵庫下向の際の述懐は、

正成ハ其耳異義ヲ申ニヲヨハス、サテハ大敵ヲシヘタケ勝負ヲ全
 セントノ智謀睿慮ニテハナク、無武ノ戰士ヲ大軍ニ当テラレント
 ノ計ノ仰ナレハ、討死セヨトノ勅定御察ナレ、義ヲ重シテ死ヲ願
 ヌハ忠臣勇士ノ所存ナリトテ、

とあり、徴古館本(四七九頁)・西源院本(四四四頁)に同じ。神田本
 (二三四頁)は内閣文庫本と同様、「楠此うへハ異議ヲ申ニ及ハス、さ
 てハ打死せよとの勅定コサンなれとて」と簡潔。「経島合戦事付正成自
 害事」での、楠党および菊池の自害場面、

橋本八郎正員、宇佐美、神宮寺ヲ始トシテ、宗徒一族十六人相隨
 兵五十余人、思々ニ並居テ、一度ニ腹ヲソ切タリケル、菊池七郎
 武朝ハ兄肥前守使ニテ、須磨口ノ合戦体ヲ見ニ来ケルカ、正成カ
 腹ヲキル処へ行合テ、如何ト申セハ、正成コソ只今最後ニテ候へ
 ト、肥前殿ニハ申サセ玉ヘト云ケレハ、此ル家ニ生タル者、此際
 ラ見捨テ人ニ告ルナト、サル未練ノ義ヲハ存セヌ者ヲ、此ヲハ争
 テ可帰トテ、諸共ニ腹ヲ掻切テ同枕ニソ伏タリケル、

徴古館本(四八八頁)・内閣文庫本に同じ。神田本(二四〇頁)は傍線
 部を欠く。西源院本(四五二頁)は傍線部以下を、「イカテ此体ヲ見捨
 ラメラメトハ可帰トテ、臙テ下人ニ此様ヲ兄ニ急走帰テ告ヨト云テ、
 火ヲ取テ其家ニ指付テ、同自害ヲシテ焰ノ中ニ臥ニケリ」と、下人に
 報告を命じる形をとる。「湊川合戦付主上都落并持明院殿御事」の、求
 塚辺での新田義貞の奮戦の場面、

義貞ハ薄金ト云鑑ニ、鬼切鬼丸トテ多田満仲ヨリ伝テ、源家累代ノ重宝ヲ二振被帯タリケルヲ拔持テ、下カル矢ヲハ飛コヘ、上カル矢ヲハ差伏キ、真中ニアタル矢ヲハ切落サレケル間身ニ恙モナカリケリ、

とあり、徴古館本(四九〇頁)・内閣文庫本に同じ。神田本(二四二頁)は、傍線部を「十方より射ける矢ヲ一々ニ」、二重傍線部を「一ツもた、ざり」とやや簡略。西源院本は、

義貞ハ薄金ト云累代ノ甲ヲ着、鬼切ト云相伝ノ太刀ヲ拔テ、甲突ヲスキマナクユリ合セ、或ハ立矢ヲ射向ニ受留メ、或ハ来矢ヲ鬼切ニテ払切ニ切落サレケレハ、身ニハ恙モ無リケリ(四五五頁)

と別系統の本文を持つ。小山田高家、青麦を刈ることはなく古態本に同じ。後醍醐天皇の比叡山遷幸に供奉した人名列挙の箇所、

軍ヲイマタ目ニモ見ヌ卿相雲客、諸亭ノ殿原モ、此ニテ手並ヲ顯ンスル由ノ空義勢ヲソ先トシケル、今度山門臨幸ニ参候スル宗徒ノ人々ニハ、近衛関白左大臣公忠公、洞院ノ右大臣公賢公、吉田ノ内大臣定房公、三条大納言公明卿、洞院樞大納言公泰卿、御子左樞中納言為定卿、徳大寺中納言公清卿、吉田中納言光経卿、坊門参議清忠卿、三条参議実治卿、三条坊門源宰相中将通冬卿、千種宰相中将忠顕卿、禅林寺宰相中将有光卿、日野正三位資明卿、四条右衛門督隆資、洞院左衛門督実世、西園寺左兵衛督公重、菊亭中宮大進実平、北畠別当顕家、葉室中宮亮長光、

とあり、徴古館本(四九二頁)に同じ。玄玖本(二一六〇四頁)は傍線

部「坊門参議清忠卿」以下の順序をやや異にする。西源院本(四五六頁)は二重傍線部が「為定卿」の次に、波線部が「公清卿」の次に入るなど、小異がある。神田本(二四二頁)は別系統で人名も少ない。

卷十七。「近江合戦」の佐々木道誉降参のこと、

佐々木ノ佐渡判官入道道誉、京ヨリ潜ニ若狭路ヲマハリテ、東坂本へ降参シテ申ケルハ、江州ハ代々当家守護ニテ候ヲ、小笠原上洛ノ道ニト、コホリテ不慮ニ両度ノ合戦ヲイタシ、其効ヲモテ頓テ△官領仕候事、道誉面目ヲウシナフ所ニテ候、若当国ノ守護職ヲ恩補セラレ候ハ、即彼ノ国へ罷向テ小笠原ヲ追落シ、国中*ヲ打平候テ、官軍ニ力ヲツケン事、時日ヲ不可移ニテ候トソ申ケル、主上モ義貞モ出抜テ申トハ知玉ハス、誠ニ可然トテ、

とあり、徴古館本(五三一頁)・神田本(二七四頁)に同じ。西源院本(四九五頁)は、波線部がなく、二重傍線部Aが「將軍ノ御前ニ参テ」、傍線部①が「シテ道ヲ隔テ」となり、△に「国々ノ」が入る。さらに傍線部②が「江州ノ管領ヲ給候者」、③が「二下向仕」となり、*に「ノ朝敵」が入り、傍線部④が「坂本ノ通路ヲ差塞敵ヲ兵糧攻ニ候ヘシ」、二重傍線部Bが「將軍モ」となる。西源院本は二重傍線部A・Bからわかるように、道誉が歎いた対象が主上ではなく、將軍ということになる。内閣文庫本は若干の異同はあるが、ほぼ西源院本に同じである。

卷十八。「義頭首渡大道事」は「一宮御息所御事」の後、「比叡山開闢事」のすぐ前に配され甲類諸本に同じ。「比叡山開闢事」のうち、大師が小比叡の峰在任の時の「波母山ヤ」という歌（流布本にあり）はなく、これも甲類諸本に同類。西源院本（五五五頁）にある大宮権現の別名、聖真子の説明などの増補記事はなく、徴古館本（五九三頁）・内閣文庫本に同じ。神田本は小比叡の記事以降を欠く。この章段の末尾を内閣文庫本は「旧領安堵ノ其外ニ兵主播磨田下笠ヲ武家寄進ノ地トシテ副ラレケリ」とする。傍線部は西源院本（五五七頁）・徴古館本（五九四頁）にはない。

卷十九。巻頭「光明院殿重祚御事」は「建武三年六月十日光明院太上天皇重祚ノ御位ニ令付タマフ△三年ノウチニ天下反覆シテ関東已ニ終シカハ其例如何有ヘカラント」で始まり、△に脱漏あるらしき表現で、徴古館本（五九六頁）・神田本（三三三頁）に同じ。西源院本（五六一頁）・玄玖本・内閣文庫本は△に「此君ハ故相模入道宗鑑カ亡シ時、御位即進タリシカ」が入る。「春宮并將軍官御隱事」の、毒薬を勧められた春宮の述懐、「夫レ人間ノ習イ一日一夜ヲフル間ニ八億四千ノ念アリトイヘリ、△富貴榮花ノ人ニヨキテ尚此苦ヲノカレス」とあり、西源院本（五六七頁）・神田本（三三八頁）・徴古館本（六〇三頁）に同じ。内閣文庫本は△に「一念悪ヲ発セハ一生ノ悪身ヲ得、十念悪ヲ：未来無窮ノ生死何ノ時ソ」という詞章が入る。同章段の末尾も徴古館本・神田本・西源院本に同じだが、内閣文庫本は直義の末路に係

る評語を増補している。「青野原合戦事付糞沙背水陣事」の末尾は「増テ後詰ノ東国勢京都ニ着ナハ恐ニ足サル敵ナリトモ京勢ニハ思臺サレケル」で終わり甲類諸本に同じ。流布本はこの後に北畠顕家討死の記事を持つ。

卷二十。「義貞夢想事付諸葛孔明事」の故事の部分、諸葛孔明の歌う詩がある。徴古館本（六三二頁）・内閣文庫本に同じ。神田本（三五二頁）・西源院本（五九二頁）はなし。同章段の本文は内閣文庫本にある増補はなく、徴古館本に同じものである。「義貞首掛獄門事付勾当内侍事」のうち、義貞の和歌の前のあたりから引く。

余ニ為方ナキ任ニ媒ナルヘキ便リヲ尋出テ度々消息被通ケレト
モ、君ノ閑召レン事モ無止トヲモヒテ、内侍手ニタニモ不執ト傳
人申ケレハ、中将一痛ウ打柅テ△、

誰故ニヤトル袂ノ涙トモシラテ雲井ノ月ヤ住ラン
ト恨柅テ中々不言成ニケリ、知ス誰人カ奏申ケン君此事ヲ閑召
テ、

とあり、徴古館本（六四〇頁）・神田本（三五七頁）に同じ。玄玖本は△の部分に「アハレナリ、サソ思フラント計ノ言ノ葉タニセメテ閑ハヤ」が入る。内閣文庫本は傍線部が「ソヨト斗ヲ知ラレスヘキ風ノ便ノ下萩ノ穂ニ出ルマテハ無クトモトテ」となり、二重傍線部が「ト読テ被遣タリケレハ、君ノ閑召レン事モ憚リ有リトテヨニ哀レケナル気色ニ見ヘナカラ手ニタニ取ス、ト使婦テ語りケレハ、中将イト思ヒシ

ホレテ云ヘキ方ナク、有ルヲ憑ノ命トモ覚ヘス成リヌヘキヲ」となり、島津家本の傍線部の内容を敷衍した詞章が歌の後に来る。西源院本(六〇〇頁)は、歌の上句が「我袖ノ涙仁屋登留影登多仁」とあり、しかも勾当内侍の詠とするなど大幅に異なる。「結城入道墮地獄事」の末尾は「導師称揚舌ヲ展タマヘハ聴衆随喜ノ涙ヲソ流シケル」で終わる西源院本(六〇七頁)・徴古館本(六四九頁)・神田本(三六四頁)に同じで、内閣文庫本のような地藏菩薩の方便をたたえる評言はない。

以上、巻二十までの本文の特徴を見てきた結果、巻一は特異な異文を持ち、ある箇所は今川家本、また別の部分では米沢本・学習院本に近く、しかしどの系統とも同定できない。巻二以降の巻は、ごくわずかの箇所で神宮徴古館本と同系統の玄玖本に一致する点があったが、大部分の箇所では神宮徴古館本と同じとみてよいであろう。すなわち島津家本は巻一以外は神宮徴古館本の系統の写本とみなしうる。本文系統認定の上で大きな指標となる箇所を持つ巻二十六・二十七を含む、巻二十一以降についての検討の結果は次稿に譲るが、この見通しに大きく矛盾はしない。(未完)

注

(1) 長坂「島津家本『太平記』の出現―『太平記抜書』の類、薩州本との関係を中心に―」(『論集「太平記」とその時代(仮名)」、新典社、未刊)。

(2) 小秋元 段「南都本『太平記』本文考―天正本との関係を中心に―」(『駒木原国文』九、一九九八・三)により、南都本系統の諸本は、天正本系統の本文の影響を受けていることが明らかにされている。

(3) 青木 晃「天理図書館蔵『太平記抜書』」(『青須我波良』一〇、一九七五・五)。

(4) 加美 宏「『太平記』享受史論考」(桜楓社、一九八五・五)三〇〇頁。

(5) 長坂「島津家本『太平記』考」(『奈良大学紀要』八、一九七九・一二)で、これらの記事について検討した。訂正すべき点もあるが今は措く。

(6) 矢代和夫「太平記巻一『章房奕死』記事について―覚え書き―」(『太平記研究』二、一九七二・七)。

(7) 鈴木 彰「『源平盛衰記』所載抜丸話について―軍記物語と中世刀剣伝書の間―」(『面』五、二〇〇二・七)。

(8) 小秋元 段「古態本『太平記』論への一視点―西源院本の表現をめぐって―」(『軍記物語の窓 第一集』、一九九七・二二、和泉書院)。

(9) 注(2)に同じ。

(付記) 資料の閲覧・写真撮影などに「高配を賜りました東京大学史料編纂所、およびその他の諸機関に感謝申し上げます。

A Noto on Taiheiki of the Shimazu's Text

Shigeyuki NAGASAKA